

# I 滋賀県財政の動向

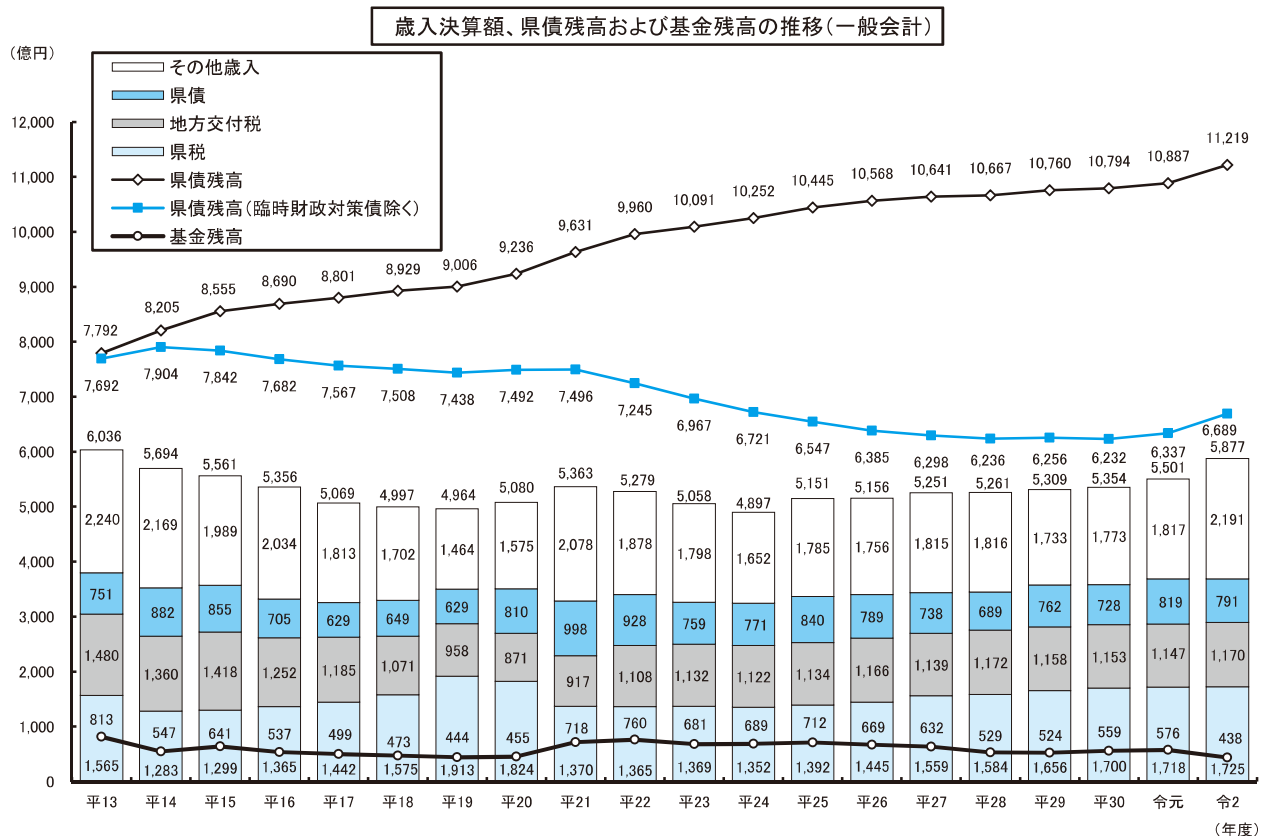
## 1 経年変化で見る滋賀県財政の状況

一般会計の歳入決算額、県債残高および基金残高を見ると、歳入規模は、平成16年度以降、現在までおおむね5,000億円台で推移しています。その内訳を見ると、

- ・ 県税は、平成14年度に前年度比282億円減と急激に落ち込んだ後、緩やかに回復しましたが、平成21年度は、世界同時不況や法人事業税の一部が地方法人特別税として国税化された影響により、大幅な減収となりました。以降はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成26年度からは地方消費税の税率引上げにより、また景気の回復傾向を反映し増加しています。
- ・ 地方交付税は、平成13年度からの臨時財政対策債（2ページ参照）への振替や三位一体の改革の影響により年々減少しましたが、平成21年度に県税の大幅な減収や国の交付税総額の増などにより増加に転じ、平成22年度以降はほぼ横ばいで推移しています。
- ・ 県債は、平成13年度から臨時財政対策債の発行により増加し、その後、平成16年度以降ほぼ横ばいで推移しましたが、平成20年度以降は、県税収入の減少等に伴う臨時財政対策債の発行額の増加や、平成25年の台風18号による被害への対応、県立学校等の耐震対策や危機管理センター等の整備に加え、県有施設の老朽化対策や国の経済対策に連動した公共事業の実施のほか、国民スポーツ大会開催に向けた施設整備等もあり、高い水準で推移しています。

こうした中、令和2年度末の県債残高は1兆1,219億円と、地方交付税の振替である臨時財政対策債(4,530億円)を除く実質的な県債残高は6,689億円となる見込みです。

また、県の預金である基金残高は、財源調整的な基金の取崩し等に伴い、令和2年度末には前年度に比べ138億円減の438億円となる見込みです。



(注) 1 歳入決算額は、令和元年度は最終予算額、令和2年度は令和2年5月補正後予算額です。  
 2 県債については、借換債を除いています。  
 3 県債残高および基金残高は各年度末現在高であり、令和元年度は決算見込額、令和2年度は令和2年5月補正後予算額に基づく各年度末現在高見込額です。

## 説明

### 臨時財政対策債（地方交付税から振り替えられた地方債）とは

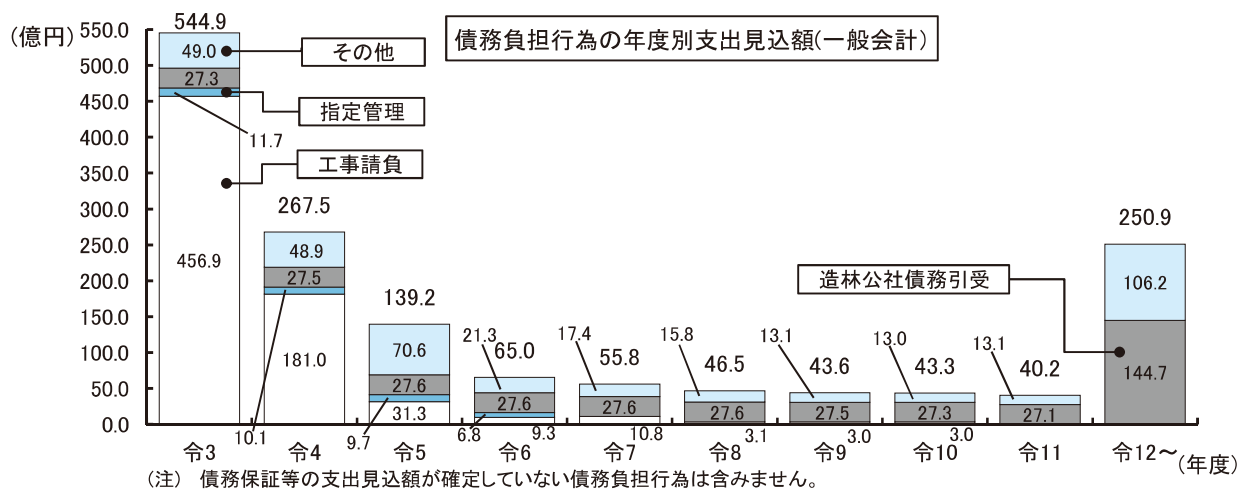
地方交付税は、所得税や法人税などに一定の率（法定率）を乗じた分を原資として、各地方自治体に配分・交付されます。交付税総額が不足する場合、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分については、各団体で地方債を発行して補填することとされています。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第5条の特例となる地方債（一般的に赤字地方債と呼ばれています。）です。この臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方の財政運営に支障のないよう措置されることとなっています。

県債の他に、将来の負担になるものとして、債務負担行為があります。予算は単一年度で完結するのが原則ですが、複数年度にわたる債務や負担額が不明確な債務を負担する行為のことで、予算の一部を構成しています。

一般会計の債務負担行為における負担額は、債務保証等の支出見込額が確定していないものを除くと、令和3年度以降の合計で1,497億円であり、うち、一般財源の負担は865億円となっています。

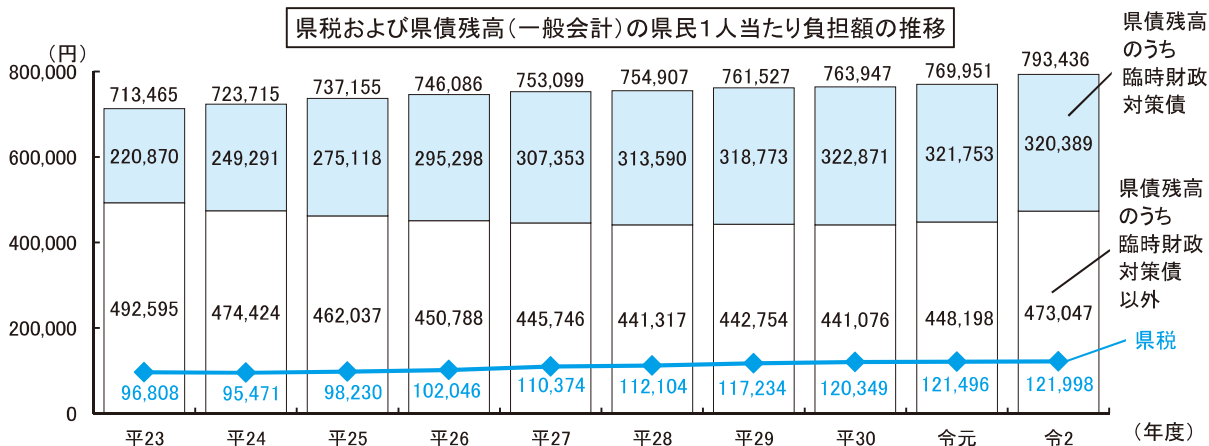
令和3年度以降の負担として最も大きいのは、滋賀県造林公社およびびわ湖造林公社の特定調停を受けての事業資金融資免責の債務引受によるものであり、令和31年度まで、合計で392億円となっています。

また、公共事業や施設整備などの工事請負に係るものが698億円、文化施設や社会体育施設等の公の施設の管理運営（指定管理）に係るものが38億円となっています。



## 県民負担の状況

県債残高の県民1人当たりの負担額は、令和2年度末には、臨時財政対策債を含めた総額では、793,436円、前年度比23,485円の増加、臨時財政対策債を除くと473,047円、前年度比24,849円の増加となる見込みです。また、県税収入を県の人口で割ると、令和2年度予算では121,998円となります。

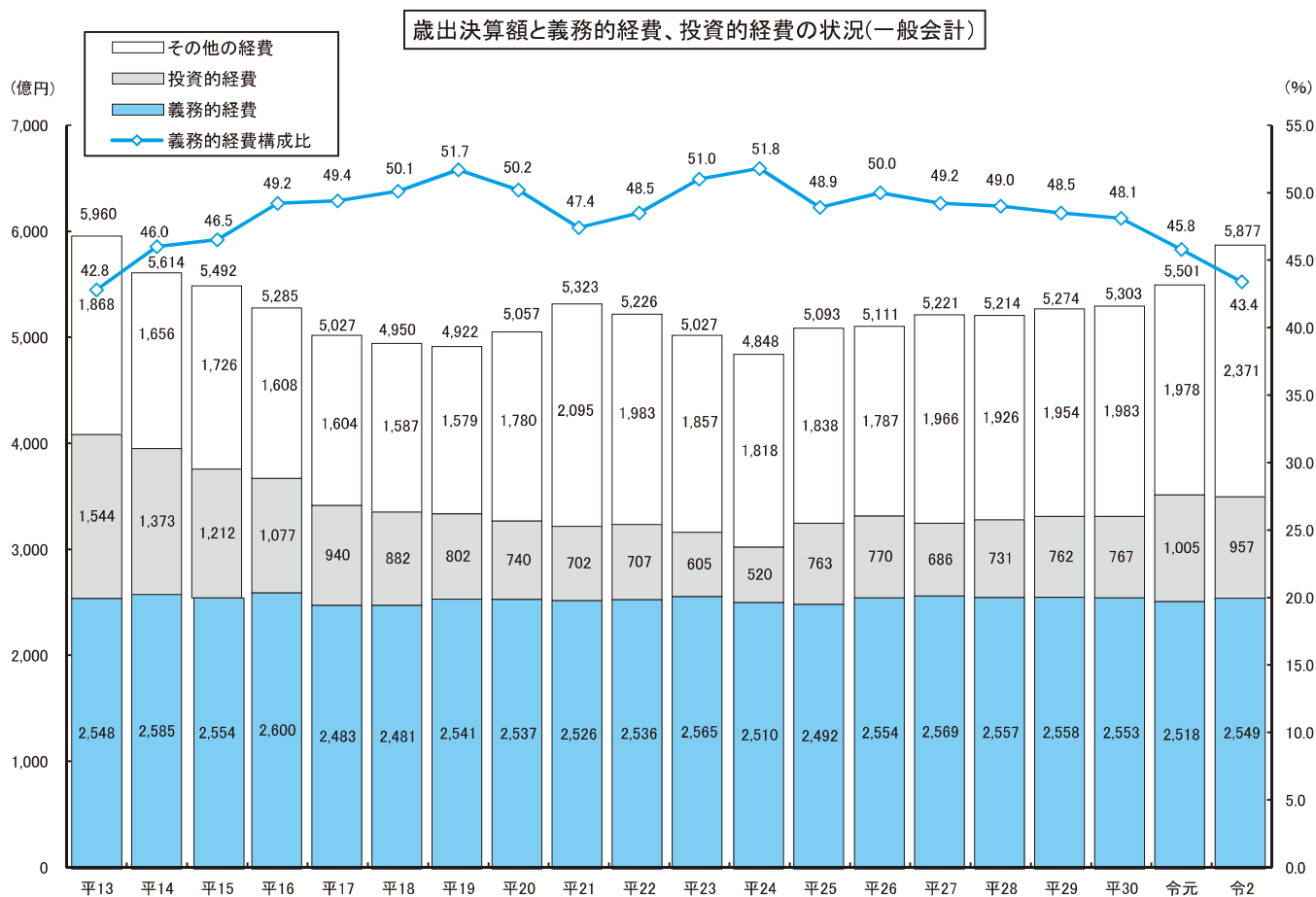


(注) 県税の県民1人当たり負担額は県税決算額(令和元年度は最終予算額、令和2年度は令和2年5月補正後予算額)を、県債残高の県民1人当たり負担額は県債残高(平成30年度までは決算額、令和元年度および令和2年度は見込額)を、それぞれ各年10月1日現在の推計人口(平成27年度は国勢調査人口、令和2年度は令和元年度の人口)で除したものです。

次に、一般会計歳出決算額とその主な内訳の推移を見ると、まず、歳出規模は、平成14年度以降、財政構造改革による歳出削減の取り組み等により年々減少しましたが、平成20年度および平成21年度は国の経済危機対策への対応により一旦増加に転じました。その後、平成22年度の更なる事業見直し、平成23年度の「滋賀県行財政改革方針」に基づく歳出見直しの実施等により、また平成24年度は国の経済対策関連基金事業の減などにより年々減少してきましたが、平成25年度以降は国の経済対策への呼応や平成25年の台風18号による被害の復旧への対応、地方消費税の税率引上げに伴う市町交付金の増、社会保障関係費の増などに伴い増加傾向にあります。

主な内訳を見ると、

- 職員給与費などの人件費、生活保護や児童扶養手当などの扶助費、県債の返済である公債費をあわせた、いわゆる義務的経費は、平成16年度までは増加傾向にありましたが、近年は平均年齢の低下をはじめとした職員の新陳代謝に伴う人件費の減などにより、ほぼ横ばいで推移しています。なお、歳出全体に占める義務的経費の割合については、近年、歳出規模が大きくなっていることから50%を下回って推移しています。
- 投資的経費は、財政構造改革の取り組みにより、会館等公共施設整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進捗調整や規模の見直しなどを行ってきたことから、大幅に減少していましたが、令和元年度以降は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業の増等により、増加傾向にあります。
- その他の経費は、事業の見直しや重点化により削減に取り組んできましたが、後期高齢者医療などの法令に基づく裁量の余地の少ない社会保障関係の負担金等が増加していることに加え、税と社会保障の一体改革に伴う地方消費税の市町交付金や社会保障施策の充実に要する経費の増等により、近年は増加傾向にあります。



(注) 1 平成30年度までは決算額、令和元年度は最終予算額、令和2年度は令和2年5月補正後予算額です。  
 2 義務的経費の扶助費は市町以外に対するものであり、市町に対するものはその他の経費に区分しています。  
 3 公債費は借換債を除いています。